

## 「九州イノベーション創出戦略会議」幹事会運営要領

九州イノベーション創出戦略会議規約（以下、「規約」という。）第9条に基づき設置した幹事会の組織運営に関し、次のとおり幹事会運営要領を定める。

### （業務）

第1条 幹事会の業務は、次とおりにする。

- 一 九州イノベーション創出戦略会議（以下、「戦略会議」という。）事業の審議及び助言
- 二 その他戦略会議事業を円滑に推進するために必要な業務

### （構成）

第2条 幹事会は、規約第9条第2項に基づき総会において選任された者（以下、「幹事会委員」という。）をもって構成する。

2. 幹事会には、委員長1名及び副委員長1名を置く。
3. 委員長及び副委員長は、幹事会委員の中から互選によって選任する。

### （会議）

第3条 幹事会は、委員長がこれを召集し、2回程度開催する。

2. 委員長は幹事会を主宰する。
3. 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは副委員長がその職務を代行する。
4. 委員長は、必要と認めた場合は、幹事会に専門家を出席させることができる。

### （総会への報告）

第4条 委員長は、必要に応じて総会に幹事会の業務状況を報告するものとする。

### （その他）

第5条 幹事会の事務局は、一般財団法人九州オープンイノベーションセンターに置く。

### 〔付則〕

- 1 この要領は、平成20年10月1日から実施する。
- 2 この要領は、平成21年6月8日から実施する。
- 3 この要領は、平成24年8月21日から実施する。
- 4 この要領は、令和2年4月1日から実施する。